

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
中央滅菌室用RO装置定期点検について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年4月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	2,967,096円	本機納入業者であり機器仕様性能に精通しており、かつ、メンテナンスも充実し保守対応できる唯一の業者であるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	954
汎用冷凍手術ユニット(エルペCRYO2)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年4月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,216,300円	納入業者は当該機器の取扱いに精通しておりメンテナンス対応や緊急時対応も迅速であり優位な価格提示が確認できたため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1001
筋力測定器(Easy Tech Plus)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年4月28日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	5,995,000円	更新機器の納入業者であり本機運用に精通し緊急時やメンテナンス対応も問題なく、優位な価格提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1002
十二指腸ビデオスコープの整備について(緊急対応)	管財課 松山市文京町1番地	令和7年4月30日	小西医療器株式会社 松山営業所 松山市土居町1118-1	3,135,000円	県内オリンパス社製医療機器を取り扱える特約店は納入業者であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1032
ナローUVBシリーズ全身照射タイプの整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年5月7日	株式会社カワニシ 松山市枝松5-6-45	8,222,500円	現行機故障による治療へ影響があり早急な整備を必要としたため実績のある納入業者と交渉した結果、優位な価格の提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1068
ベッドサイドモニター(PVM-4763 送信機無4台)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年6月18日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	3,225,200円	当院のベッドサイドモニターは日本ル電表で統一しており、納入業者は現運用に精通しておりかつ緊急対応にも問題なく、他施設との比較でも優位な価格提示があることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約	1434

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
超音波画像診断装置SonoSiteEdge II の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年6月19日	株式会社カワニシ 松山市枝松5-6-45	3,124,000円	本年7月から本機器値上となっており、現行器指定としていることから同機納入実績があり、価格高騰を回避するためにも同業者との交渉が有利と判断したため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1454
超音波画像診断装置Vivid UltraEdition v206の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年7月22日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	10,406,000円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応メンテナンスも問題ない。価格についても優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1645
超音波画像診断装置Voluson Signature 20の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年7月22日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	13,556,400円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応メンテナンスも問題ない。価格についてもNHAでの比較でも優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1646
東10病棟無菌室手洗い装置(TUF-1U)の管球及びフィルター交換について(14室分)	管財課 松山市文京町1番地	令和7年7月14日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,024,900円	現行機の修理交換のため納入業者が有利であると判断したことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1672
ブックウォルター レトラクターシステムの整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年7月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	3,260,400円	当該医療機器のデモ機対応しており、価格についても他施設と比較し安価であることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1718
令和7年度電動リモートコントロールベッド(透析用・小児用)の整備について【※電動リモートコントロールベッド25台】	管財課 松山市文京町1番地	令和7年8月1日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	6,875,000円	納入業者に搬入整備まで完了できる唯一の業者であり、また、メンテナンス・迅速対応も問題ないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1789-①

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
令和7年度電動リモートコントロールベッドおよび特殊ベッド(透析用・小児用)の整備について【※特殊ベッド(透析用)3台】	管財課 松山市文京町1番地	令和7年8月1日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	2,521,200円	納入業者に搬入整備まで完了できる唯一の業者であり、また、メンテナンス・迅速対応も問題ないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1789-②
器具除染用洗浄器(RR-50S)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年8月13日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	7,370,000円	現行機納入業者であり運用に精通しており、また、緊急対応・メンテナンスも問題ない。価格についてもNHAでの比較でも優位な提示があるため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1852
セントラルモニタ(CNS-2101:16人用)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年8月13日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	5,060,000円	当院のセントラルモニターは日本元電製で統一しており、納入業者は現運用に精通しておりかつ緊急対応にも問題なく、他施設との比較でも優位な価格提示があることから、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1872
治療用FCR読取装置+制御ユニットの整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年8月25日	富士フィルムメディカル株式会社四国支社 香川県高松市中野町29-2	2,948,000円	更新機器の納入業者であり本機運用に精通し緊急時やメンテナンス対応も問題なく、優位な価格提示があったため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	1966
生体情報モニタ送信機(ZS-630P)の整備(14台)について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年9月4日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,001,459円	当院整備のベッドサイドモニターは当該メーカーに統一しており、納入業者は当該機器に精通しつつ優位な価格示があつたため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	2026
ヘモスフィアカーディックの購入について(故障対応のため)	管財課 松山市文京町1番地	令和7年9月22日	株式会社カワニシ 松山市枝松5-6-45	5,844,300円	現行機納入業者であり機器に精通しつつ故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格提示があつたため、日本赤十字社会計規則第36条第4項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」および日本赤十字社会計規則等に関する事務処理要領に基づき随意契約とする	2062

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
NanozoomerS20バーチャルスライドの整備についての整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年9月17日	株式会社猪原商会 松山市本町6丁目7番地4	10,956,000円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」及び日本赤十字社会 計規則等に関する事務処理要領に基づき 随意契約とする	2121
オーバーテーブル・サイトテーブル・車椅子等の購入について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月9日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	5,121,205円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基づき 随意契約とする	2282
体圧分散式マットレス(エバーリーフシャイン)の購入について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月16日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,290,000円	納入業者は当該メーカー製の納入実績が あり、かつ、メンテナンス等の対応も迅速で あり、また、旧材料の廃棄を同時に行える 唯一の業者であるため、日本赤十字社会 計規則第36条第4項「契約の性質又は目的 が競争を許さない場合」および日本赤十字 社会計規則等に関する事務処理要領に基 づき随意契約とする	2324
頭皮冷却装置(Paxman Scalp Cooling システム)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月21日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,102,450円	納入業者は当該装置一式のデモ対応業者 であり整備部署での物品取扱いも多く部署 内機器のメンテナンスもできることから、日 本赤十字社会計規則第36条第4項「契約 の性質又は目的が競争を許さない場合」お よび日本赤十字社会計規則等に関する事 務処理要領に基づき随意契約とする	2341
4Dプローブ(4Vc-D)の購入について(故障対応のため)	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月20日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,015,000円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基 づき随意契約とする	2348
全身麻酔器(Caresation 650Pro)一式の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	11,756,800円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基 づき随意契約とする	2368

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
血液浄化装置(ACH-Σ Plus i typeM)の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月22日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	6,126,450円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基づ き随意契約とする	2389
超音波画像診断装置Aplio i700(超音波検査室)の整備 について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年11月6日	株式会社サンメディカル松山支店 東温市北野田343-8	10,395,000円	複数台での価格メリットにより優位な条件 を引き出すことができたことや当該機器で のメンテナンス対応も問題がないことから、 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契 約の性質又は目的が競争を許さない場 合」および日本赤十字社会計規則等に關 する事務処理要領に基づき随意契約とす る	2390
超音波画像診断装置Aplio me(東5病棟)の整備につ いて	管財課 松山市文京町1番地	令和7年10月23日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	4,532,000円	複数台での価格メリットにより優位な条件 を引き出すことができたことや当該機器で のメンテナンス対応も問題がないことから、 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契 約の性質又は目的が競争を許さない場 合」および日本赤十字社会計規則等に關 する事務処理要領に基づき随意契約とす る	2391
超音波画像診断装置Aplio me(外来22エリア)の整備につ いて	管財課 松山市文京町1番地	令和7年11月6日	株式会社サンメディカル松山支店 東温市北野田343-8	5,258,000円	複数台での価格メリットにより優位な条件 を引き出すことができたことや当該機器で のメンテナンス対応も問題がないことから、 日本赤十字社会計規則第36条第4項「契 約の性質又は目的が競争を許さない場 合」および日本赤十字社会計規則等に關 する事務処理要領に基づき随意契約とす る	2392
外視鏡システム(手術顕微鏡システムORB EYE)の整 備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年11月4日	小西医療器株式会社 松山営業所 松山市土居町1118-1	40,700,000円	オリンパス社製の医療機器を取り扱える唯 一の特約店であることから、日本赤十字社 会計規則第36条第4項「契約の性質又は 目的が競争を許さない場合」および日本赤 十字社会計規則等に関する事務処理要領 に基づき随意契約とする	2476
輸液ポンプ(キュアセンス IP-100)の購入について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年12月8日	株式会社エヒメ医療器 松山市立花6丁目1番1号	5,582,500円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基づ き随意契約とする	2741

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の提供の名称及び数量	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる契約 金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
OKI A4プリンタ(C651dnw・B433dn)と消耗品の購入について ※経費・消耗器具備品費分	管財課 松山市文京町1番地	令和7年12月18日	アカマツ株式会社 松山市福音寺町235-1	2,319,823円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基づ き随意契約とする	2848
メラ遠心ポンプシステム一式の整備について	管財課 松山市文京町1番地	令和7年12月25日	株式会社カワニシ 松山市枝松5-6-45	15,763,000円	現行機納入業者であり機器に精通しあつ 故障等緊急対応も問題がなく、優位な価格 提示があつたため、日本赤十字社会計規 則第36条第4項「契約の性質又は目的が 競争を許さない場合」および日本赤十字社 会計規則等に関する事務処理要領に基づ き随意契約とする	2869

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。
(3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。